

市街化調整区域における立地基準 新旧対照表

改正案	現行
<p>16 産業立地誘導地区における工場 又は物流施設 審査基準</p> <p>1 ~ 2 略</p> <p>3 予定建築物は、自己の業務の用に 供するか否かは問わない。</p> <p>4 この基準によって許可を受けた 建築物について、建築物の所有者又 は利用者に変更があった場合にお いては用途の変更には該当しない ものとする。</p>	<p>16 産業立地誘導地区における工場 又は物流施設 審査基準</p> <p>1 ~ 2 略</p>